

# 建築物等の解体工事に係る最低制限価格制度の適用について

飯田市財政課

## 1 趣旨

当市では、建築物等の解体工事については、運用により最低制限価格制度を適用してこなかった。しかし、入札・契約の適正化の流れの中で、事業者の持続可能な経営のため、他の建設工事と同様に入札価格のダンピング対策として、最低制限価格制度の対象とする必要がある。そこで、運用を改め、建築物等の解体工事について、最低制限価格制度の対象とする。

## 2 対象となる工事

最低制限価格制度の対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、予定価格が130万円を超える競争入札に付する建設工事（建築物等の解体及び撤去に関するものを含む。）及び50万円を超える建設コンサルタント業務等とする。ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により市長が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

## 3 適用する最低制限価格

最低制限価格（土木一式以外の工種）

項目	改正後
直接工事費	97%
共通仮設費	90%
現場管理費	90%
一般管理費	68%
設定範囲	92%~75%

※国（省庁で構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会）の基準を適用

## 4 適用時期 令和6年4月1日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。